

大洗町議会ハラスメント防止条例 相談・申立てフロー

ハラスメントの相談又は申立て

【窓口】議長※（第5条①）

・議長による相談・申立て内容の精査（第5条②）

- (1) 相談者等が希望した場合
 - (2) 議長が必要と認めた場合
- 専門的な知識・経験を有する者による相談・申立て内容の精査（第5条③）

相当の理由があるか

NO

審査終了

YES

代表者会議の開催（第5条⑤）

・事実関係の調査

- (1) 相談者等が希望した場合
 - (2) 対象議員が希望した場合
 - (3) 代表者会議で過半数が希望した場合
- 専門的な知識・経験を有する者の意見（第5条⑥）

ハラスメントが確認されたか

NO

審査終了

YES

議長による当該議員への指導又は注意、当該議員の氏名の公表

その他必要な措置（第5条⑦）

※議長が相談又は申立ての対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、本条例に規定する議長の職務を行う（第6条）